

棚卸資産の 消費税額の調整

消費税の免税事業者の判定基準が、平成16年4月1日以降開始事業年度から、基準期間の課税売上高3,000万円から1,000万円に引き下げられたことによって、多くの事業者が新たに課税事業者となりました。

免税事業者が、新たに課税事業者となった場合に、注意しなければならない点の一つとして、棚卸資産の消費税額の調整が挙げられます。

□仕入税額控除の調整

これは、免税事業者が、課税事業者となった場合に、課税事業者となる日の前日において所有する棚卸資産のうちに、納税義務が免除されていた期間に仕入れた棚卸資産があるときは、その棚卸資産について、課税事業者になった課税期間の課税仕入れとみなして仕入税額控除の対象とするというものです。

□対象財産

対象となる棚卸資産とは、商品、製品、仕掛品、原材料、消耗品等で、現に所有しているものです。この場合、棚卸資産の取得費には、購入金額のほかに、引取運賃や荷造費用などの付随費用が含まれます。

対象となるのは、棚卸資産に限られていますので、機械や器具備品などの固定資産は対象となりません。

□消費税額の計算

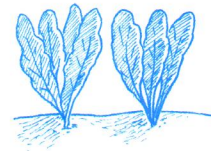
仕入税額控除の対象とする消費税額は、個々の棚卸資産の課税仕入れに係る支払対価の額の合計額（税込金額）に105分の4を乗じて算出するのが原則ですが、法人税または所得税で採用している棚卸資産の評価方法（原価法に限られ、低価法は除きます）によって計算した税込金額に105分の4を乗じて算出することが認められています。

□明細書類保存要件

この調整規定は、棚卸資産品目、数量、取得費の明細を記録した書類（棚卸表）を7年間保存しておかなければ、適用を受けることができません。



○ムダ話をしたり、喫茶店などで仕事をサボることを、「油を売る」といいます。しかし、もともとはきまじめな油売りの仕事振りがきています。行灯を使っていた昔、一軒一軒、杓で量って売のですが、油は水と違って、なかなかきれいに落ちません。そこで、ゆっくり、お客と世間話をしながら、油の落ちるのを待ちます。怠けているわけではありません。



ません。

ただし、災害その他やむを得ない事情によって保存することができなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

□申告書の記載

この消費税額の調整は、消費税の申告書の付表2（課税売上割合・控除対象消費税額等の計算書）、「納税義務の免除を受けない（受ける）」こととなった場合における消費税額の調整（加算又は減算）額に記載することによって行います。

□簡易課税制度の適用を受ける場合

免税事業者が、新たに課税事業者となった場合であっても、その事業者が簡易課税制度の適用を受けるときには、この調整規定は適用されません。

□課税事業者が免税事業者となった場合

上記の場合とは逆に、課税事業者が免税事業者となった場合には、課税事業者であった課税期間の末日に所有する棚卸資産のうちその課税期間中に仕入れた棚卸資産については、仕入税額控除の対象とすることはできません。

なお、この場合についても、簡易課税制度の適用を受けているときは、この規定は適用されませんので、調整する必要はありません。